平成２４年（フ）第８８８３号
東京都江東区南砂２丁目３－４－1404、開始決定時の住所東京都千代田区一ツ橋２丁目６－５
破産者　八木　義子
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８８４号
東京都江東区大島３丁目28－12
破産者　八木　資郎
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８９５号
東京都八王子市川口町392番地
破産者　国立工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９０７号
東京都新宿区市谷砂土原町３丁目４番地２市ヶ谷グリーンプラザ401号室
破産者　有限会社ワイアンドエス
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９９３号
東京都北区滝野川６丁目76番９号
破産者　株式会社人材総合研究所
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９９４号
東京都練馬区練馬４丁目18－19－405
破産者　高橋　　順
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９００６号
東京都三鷹市下連雀３丁目40番地の11
破産者　有限会社メディカルサービス
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０２１号
東京都港区麻布台３丁目４番12－102号
破産者　株式会社ラジェイド
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０２５号
東京都中野区松が丘１丁目26番３号
破産者　株式会社東永
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０３３号
東京都新宿区高田馬場４丁目18番９号
破産者　株式会社和泉屋唐木商店
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０３４号
東京都新宿区百人町２丁目16－17－201
破産者　唐木　徳明
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０５９号
埼玉県戸田市美女木１－14－４ベルメゾンオオノ301、商業登記簿上の本店所在地東京都八王子市清川町８番地の２
破産者　有限会社ワーク・エイト
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０９４号
東京都千代田区神田神保町１丁目34番地
破産者　有限会社名舌亭
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０９５号
千葉県市川市大野町３丁目1787　アネックスＭＩ－201、開始決定時の住所千葉県市川市塩焼３丁目３－28
破産者　金子　　学
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０９６号
千葉県市川市大野町３丁目1787　アネックスＭＩ－201、開始決定時の住所千葉県市川市塩焼３丁目３－28
破産者　金子　京子
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１２７号
東京都板橋区赤塚１丁目12－１
破産者　花立　香澄
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４９０号
東京都江東区森下２丁目18－２－401
破産者　宇都　真弓
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８８２号
千葉県四街道市鹿渡728－16
破産者　鵜澤　泰志
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８８５号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目48－２－305
破産者　能代明日香
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８９４号
東京都昭島市中神町1139－58
破産者　福島　和美
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９１５号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町２丁目20－１－224
破産者　坂本美由紀
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部